別紙５

店頭設置型圧縮・破砕設備を設置する店舗等以外の者が応募申請する場合における法定耐用年数期間中設置し、稼働することを確約する旨の協定書のひな形

|  |
| --- |
| 平成２９年度省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業（店頭設置型圧縮・破砕設備導入事業）に係る協定書第１条　甲は、甲の経営する別紙の〇店舗に、乙がペットボトル自動回収機（店頭設置型圧縮・破砕設備）を設置することに同意し、同設備の設置敷地を同設備の法定耐用年数の期間（１０年間）乙に供与するものとする。第２条　甲は、乙がペットボトル自動回収機（店頭設置型圧縮・破砕設備）を設置した店舗を廃止する必要がある場合には、廃止した店舗に設置されているペットボトル自動回収機（店頭設置型圧縮・破砕設備）を設置する代替店舗を確保するものとする。（参考）上記の他、「維持管理費、メンテナンス」、「運転費用」、「ペットボトル回収方法」、「ポイント」等のことを定めることも可能。平成２９年　月　日　　　　　　　　　　　　　　甲　株式会社　○○（設置店舗）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　○○　○○　印乙　株式会社　○○（応募申請者　リサイクラー）代表取締役社長　○○　○○　印 |